



府食第701号
平成30年11月13日

農林水産大臣
吉川 貴盛 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成30年11月6日付け農林水産省発30消安第3731号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

平成30年11月6日付け農林水産省発30消安第3731号別紙の基準案の内容をいずれも満たす飼料添加物に関しては、既に食品安全委員会が安全性評価を行った品目と比較して安全性上の新たな懸念は想定されず、それらを摂取した家畜に由来する畜産物が人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

したがって、本照会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

ただし、上記基準案において、最終製品の有効成分及び非有効成分の含量に関し、比較対象とした品目と同等とみなせる範囲については、製品の製造、管理工程を十分に考慮した上で、リスク管理機関側において十分に検討されたい。